

お知らせ

記者発表資料

令和7年11月21日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、建設業法違反行為を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

D a i g a s ガスアンドパワーソリューション（株）
大阪府大阪市中央区道修町3丁目5-11

2. 指名停止措置期間

令和7年11月21日～令和8年1月1日（6週間）

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

D a i g a s ガスアンドパワーソリューション（株）は、広島県内、秋田県内及び福島県内の複数の民間発注の工事において、建設業法第26条第1項の規定に違反して、当該工事現場に資格要件を満たす主任技術者を配置しなかった。このことが、建設業法第28条第3項に該当するとして、令和7年9月22日、大阪府知事から監督処分（営業停止7日間）を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）及びこれを準用する「国土交通省所管の物品調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第13号>

措置要件	期間
(建設業法違反行為)	
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231（代表番号）：平日・昼間

総務部 契約課長 櫻井 克彦（さくらい よしひこ）（内線2511）

◎総務部 契約課 課長補佐 廣田 貴久（ひろた たかひさ）（内線2514）

港湾空港部 082-511-3900（代表番号）：平日・昼間

総務部 契約管理官 平本 健司（ひらもと けんじ）（内線130）

◎総務部 経理調達課 課長補佐 辻 孝一朗（つじ こういちろう）（内線132）